

公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 38 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 10 月 3 日

大分県知事 広瀬 勝貞

本案件は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 別府総合庁舎建替事業（庁舎建替事業及び余剰地活用事業を含む。）
- (2) 事業場所 別府総合庁舎 別府市大字鶴見字下田井 14-1
- (3) 事業期限 契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日までの間で、庁舎の引渡し日の翌日から 15 年間の維持管理業務が経過した日まで
- (4) 事業概要 別府総合庁舎建替事業入札説明書のとおり
- (5) 予定価格 庁舎建替事業 2,418,004,546 円（消費税等相当額を除く。）
- (6) 貸付料 余剰地活用事業（平米単価年額）2,772 円／㎡以上

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

- ・ 入札参加者は、単独企業又は複数で構成した企業グループとする。なお、個人の応募は認めない。
- ・ 入札参加者が、複数で構成した企業グループの場合は、代表企業を定めること。
- ・ 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、県との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。
- ・ 入札参加者である単独企業又は複数で構成した企業グループの構成員（以下「入札参加者等」とする。）は、他の入札参加者等として重複参加をしてはならない。
- ・ 事業予定者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。ただし、建設業法等の各種法令との関係を整理した上で提案すること。
- ・ 参加表明書により、参加の意思を表明した構成員の変更は原則として認めない。

(2) 入札参加者等に共通する参加資格要件

入札参加者等は、次に掲げる事項を全て満たす場合でなければ、本事業に応募することができない。

ア 入札参加者の資格要件

- a 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b 公示の日以降契約の前日までの間において、大分県が発注する建設工事等の契約並びに物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- c 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- d 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- e 県税を滞納していないこと。
- f 入札参加者等又は入札参加者等の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・ 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ・ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ・ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- g 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

イ 関係会社の参加制限

入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。

a 資本関係

- ・ 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

- ・ 一方の会社の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分

会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ・ 大分県の競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他の参加不適合者

- a 次の本事業の事業者募集等の業務に携わっている者と前記「イ 関係会社の参加制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

株式会社 日本経済研究所

株式会社 昭和設計

長島・大野・常松法律事務所

- b 本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「イ 関係会社と参加制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

(3) 入札参加者の業務別の参加資格要件

入札参加者等のうち、以下アからエまでに示す業務を担当する者は、それぞれ以下に掲げる資格及び実績を有する者とする。

各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たるとは認めるものとする。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、b の要件は、全ての者が満たすことを要し、a の要件は、1 者以上が満たすこと。

- a 令和 4 年度において大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和 60 年大分県告示第 235 号)に基づく建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。

- b 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は次の要件を全て満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、b の要件は、全ての者が満たすことを要し、a の要件は、1 者以上が満たすこと。

- a 令和 4 年度において大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に基づく建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。

- b 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たすこと。

- a 建築一式工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に基づく特定建設業の許可を有し、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）の資格を受けている者であること。
- b 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（建築一式工事）に係る総合評定値（P点）が950点以上の者であること。

エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。

- a 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく県庁舎等維持管理業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- b 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の登録をしている者であること。
- c 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要なとなる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

4 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班（大分県庁舎本館3階）

電話 097-506-2975

FAX 097-506-1830

E-mail beppu11150@pref.oita.jp

(2) 入札説明書等

入札説明書、要求水準書、審査基準等については、別府庁舎建替事業のホームページから直接入手すること。

別府庁舎建替事業ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/beppu11150.html>

(3) 入札参加資格等の確認

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書の受付

本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認に関する提出書類を以下のとおり提出すること。

a 受付期間

令和4年11月22日（火）から同月25日（金）まで

b 提出方法

電子メールへの添付により次のアドレスに提出すること。電子メールの件名は、

「別府総合庁舎建替事業 入札参加確認申請書等の提出」とすること。電子メール送信後、24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、5 (1)担当課へ連絡すること。

E-mail beppu11150@pref.oita.jp

イ 競争入札参加資格確認審査結果の通知

資格確認結果は、競争入札参加資格確認申請を行った者に対し、令和 4 年 12 月 9 日（金）に書面にて通知する。併せて、提案受付番号を通知する。

ウ 入札参加資格がないと認めた理由の説明の受付、回答

入札参加資格がないとされた者は、以下により、その理由について書面により説明を求めることができる。

a 提出日時

令和 4 年 12 月 12 日（月）～令和 4 年 12 月 15 日（木）

b 提出方法

説明要求の書面（様式自由）をメールにより提出すること。

c 回答

県は、説明を求めた者に対し、令和 4 年 12 月 22 日（木）までに書面により回答する。

(4) 入札提出書類の提出

入札参加者は、入札提出書類を以下のとおり提出しなければならない。入札提出書類の種類及び提出部数等、作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料 3「提出書類作成要領及び様式」に示す。入札提出書類は、持参又は郵送すること。

入札提出書類のうち入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず宛名「大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班」、「入札参加者名」及び「別府総合庁舎建替事業に係る入札書在中」（朱書）と記載すること。

ア 入札提出書類を持参する場合

a 受付期間

令和 5 年 1 月 6 日（金）～令和 5 年 1 月 11 日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

午前 9 時～正午及び午後 1 時～4 時

b 受付場所

大分県総務部県有財産経営室

イ 入札提出書類を郵送する場合

a 受領期限

令和 5 年 1 月 11 日（水）午後 4 時必着

b 送付先

大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班

c 送付方法

必ず「配達記録郵便」とすること。また、提案書及びその他の提出書類を封筒に入

れ密封し、表に「別府総合庁舎建替事業に係る提案書在中」と朱書して郵送すること。

5 落札者の決定

(1) 落札者の選定及び決定

本件入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行ったものを落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

審査は、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。

県は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「別府総合庁舎建替事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し行う。

県は、選定委員会により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。

入札結果は、審査結果と併せて県のホームページにおいて公表する。

6 その他

(1) 本件工事請負契約の締結は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項の規定により免除とする。

イ 契約保証金

・ 庁舎建替事業

設計・建設費の 100 分の 10 以上及び維持管理費の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第 5 条第 3 項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

・ 余剰地活用事業

提案書に記載の賃料の 1 か年分を納付すること。

(4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に於いて「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- a 競争入札参加申込兼資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札
 - b 入札参加資格のない者が行った入札
 - c 委任状が提出されていない代理人の入札
 - d 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
 - e 入札時刻に間に合わなかった者の入札
 - f 記名押印を欠いた入札
 - g 入札金額を訂正した入札
 - h 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
 - i 明らかに連合によると認められる入札
 - j 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
 - k その他入札に関する条件に違反した者の入札
- (5) 詳細は、別府総合庁舎建替事業入札説明書等によるものとする。
- (6) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the Procuring entity
Hirose Katsusada Governor of Oita Prefecture
- (2) The name and quantity of the goods or services procured
Design work, construction work and Maintenance concerning the rebuild
construction Beppu General Office
- (3) Examination of qualification
By E-mail:beppu11150@pref.oita.jp
Accepted from November 22nd 2022 (Tuesday) until November 25th 2022 (Friday)
- (4) Tenders
Submitted in person:
Accepted from January 6th 2023 (Friday) until January 11th 2023 (Wednesday),
between the hours of 9:00 AM and 0:00 PM and 1:00 PM and 4:00 PM
By post:
Accepted until January 11th 2023 (Wednesday)
- (5) Contact point for the tender documentation
Planning and Coordination Section
Prefectural Property Utilization Promotion Office
General Affairs Department
Oita Prefecture Government
3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501
TEL:097-506-2975
E-mail:beppu11150@pref.oita.jp